

第二百二十二号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条、第二十七条及び第三十五条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十五条、第六十三条第一項第六号、第七十四条第一項及び第八十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十九条の見出し中「資格」を「資格等」に改め、同条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に、「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター（以下単に「人材育成センター」に改め、同項第三号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

第二百二十二号議案 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。